

呉市業務委託一般競争入札（事後審査方式）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する業務委託に係る入札（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することによる入札を除く。）のうち、試行的に実施する事後審査方式（入札に参加する者に必要な資格の審査を開札の終了後に行う方式）による一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 一般競争入札の対象業務は、エレベーター保守管理業務、機械警備業務、自家用電気工作物保安管理業務及び公園、街路等における樹木等管理業務とする。

（入札に参加する者に必要な資格）

第3条 一般競争入札に参加する者に共通して必要な資格（以下「共通資格」という。）は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札に付する業務委託の業種について、呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程（平成15年呉市訓令第7号）第8条に規定する有資格業者名簿の登録（以下「呉市入札参加資格」という。）があること又は市長が必要と認める資格を有すること。
- (3) 一般競争入札に付する業務に必要な許可、登録等を有し、必要な資格を有する者を配置できること。
- (4) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、呉市入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (6) 呉市税の滞納がないこと。

2 前項に規定するもののほか、発注する業務の性質又は目的に応じて定めることができる一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「個別資格」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 発注する業務の内容に応じ市長が別に定める業務実績を有すること。
- (2) その他市長が特に必要と認める事項

3 共通資格及び個別資格は、別に定めがある場合を除き、一般競争入札に係る公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても満たしていなければならない。

（入札に必要な事項の決定）

第4条 契約課長は、発注する業務を主管する課の長（以下「主管課長」という。）と協議の上、個

別資格その他一般競争入札に必要な事項を決定する。

(入札手続)

第5条 一般競争入札は、当該入札事務に関係のない職員に入札箱に何も入っていないことを確認させて当該入札箱を閉鎖してから開始するものとする。

2 一般競争入札に参加する者は、当該一般競争入札に係る公告に定める入札期日の入札時間内に、入札書及び積算に係る内訳書（以下「内訳書」という。）を同一の封筒に入れ、封かんし、印章による封印を施し、当該封筒の表に一般競争入札の件名及び入札者の商号等名称その他公告により定められた事項を記入したものを入札場所へ持参し、入札箱に投かんする方法により入札しなければならない。

3 入札者は、提出した入札書及び内訳書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

4 呉市入札心得第2項の規定により無効となる場合のほか、次に掲げる入札は、これを無効とする。

(1) 第2項の要件を欠く入札

(2) 記名押印に係る商号等名称、代表者の職・氏名、住所、使用印鑑等が呉市入札参加資格の認定に係るものと異なり、意思表示が不明瞭である入札

(3) 必要な記載事項を確認できない入札

(4) 内訳書の業務価格と入札書の記載金額とが異なる入札

(5) 所定の項目についての記入を欠き、又は所定の項目を変更した内訳書を提出した入札

(6) 入札に際して不正な行為があった者の入札

(開札等手続)

第6条 一般競争入札に係る最低制限価格の決定及び開札（以下「開札等」という。）は、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員のみを立ち合わせて行うものとする。

2 開札等に立ち会う入札者は、立会いの時に別に定める開札参加届を持参し、提出しなければならない。この場合において、開札等に立ち会う入札者は、同一の入札に係る開札等の立会いについて、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

3 一般競争入札に係る開札は、当該一般競争入札に係る最低制限価格を決定した後に行うものとする。

4 当該一般競争入札に係る最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成し、当該最低制限価格を読み上げるものとする。

5 複数の一般競争入札に係る開札を行う場合は、それぞれの一般競争入札に係る最低制限価格の決定は案件ごとに公告番号の順序で行うものとする。

6 一般競争入札に係る開札においては、外観上明白な無効の入札以外の入札について、当該一般競争入札に係る予定価格の制限の範囲内で当該一般競争入札に係る最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者として決定し、その商号等名称及び入札金額を読み上げるものとする。

7 最低価格入札者が二人以上あるときは、当該最低価格入札者にくじを引かせて、落札候補者となるべき順位を決定するものとする。この場合において、当該最低価格入札者のうち開札等に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 複数の一般競争入札に係る開札は、案件ごとに公告番号の順序で行うものとする。

(共通資格の審査等)

第7条 契約課長は、開札の終了後、当該一般競争入札に係る全ての入札者について、共通資格の有無及びその入札の有効性に関する審査を行うものとする。

2 契約課長は、前項の審査により、落札候補者が共通資格を有し、有効な入札をしたと認めるときは、当該落札候補者を落札者として決定し、当該者に通知するものとする。ただし、当該一般競争入札に係る個別資格を定めている場合は、この限りでない。

3 第1項の審査により契約課長が共通資格を有しないと認めたと者の入札は、無効とする。

4 契約課長は、前項の規定により落札候補者の入札が無効となったときは、次順位の者を落札候補者として決定し、当該者にその理由を付して通知するものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第8条 市長は、前条第2項ただし書の場合においては、同条第1項の審査により、共通資格を有し、有効な入札をしたと認められた落札候補者に対し、期限を指定して当該一般競争入札の公告に定める個別資格に係る資格要件を確認できる書類（以下「資格要件確認書類」という。）を提出させるものとする。

(個別資格の審査)

第9条 契約課長は、第7条第1項の審査により、共通資格を有し、有効な入札をしたと認められた落札候補者について、個別資格の審査を、前条の規定により提出された資格要件確認書類に基づき、主管課長と協議して行うものとする。

2 契約課長は、前項の審査により、落札候補者が個別資格を有すると認めるときは、当該落札候補者を落札者として決定し、当該者に通知するものとする。

3 第1項の審査により契約課長が個別資格を有しないと認めたと者の入札は、無効とする。

4 契約課長は、前項の規定により落札候補者の入札が無効となったときは、次順位の者を落札候補者として決定し、当該者にその理由を付して通知するものとする。

5 資格要件確認書類の提出を求められた落札候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は個別資格を有しないものとみなす。

(1) 指定された期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

(2) 市長が資格の確認のために行った指示に従わない場合

(3) 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提出した資格要件確認書類により資格の有無を確認できない場合

(入札結果の公表)

第10条 一般競争入札の結果については、呉市ホームページに掲載する方法等により公表するもの

とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。